



厚生労働省神奈川労働局発表

平成26年12月25日

担当

厚生労働省神奈川労働局
労働基準部賃金課

賃金課長 澁谷 健一

主任賃金指導官 高松 正昭

電話 045 (211) 7354

FAX 045 (211) 7360

神奈川県電気機械器具製造業最低賃金が873円から17円、引上げへ
－ 神奈川地方最低賃金審議会が改正決定について答申－

神奈川県最低賃金審議会（会長 柴田悟一 横浜商科大学学長）は、県下の電気機械器具製造業最低賃金の改正について、平成26年11月28日、神奈川労働局長から諮問を受け、調査審議を行い、本日（同年12月25日）、下表のとおり改正することを適当とする旨を答申しました。

別紙のとおり神奈川県塗料製造業については、平成26年12月19日に答申されています。

一方、神奈川県塗料製造業及び電気機械器具製造業以外の5業種（別紙のとおり）の各特定最低賃金の改正については、今年度は見送られ、神奈川県最低賃金が適用されています。

業種	改正後時間額	引上額	改正前時間額	引上率	発効日予定
電気機械器具製造業	890円	17円	873円	1.94	平成27年3月1日

改正の答申がされた神奈川県電気機械器具製造業最低賃金の概要

【電気機械器具製造業最低賃金】

- (1) 正式名称 神奈川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- (2) 適用労働者数 約 96,900 人
- (3) 適用産業（日本標準産業分類 平成26年4月適用）
E28、E29（E2973 医療用計測器製造業を除く。）、E30
- (4) 適用除外対象者
 - ① 18歳未満又は65歳以上の者
 - ② 雇入れ後6月未満であって、技能習得中のもの
 - ③ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
 - ④ 手作業により又は手工具若しくは操作が容易な小型動力機を用いて行う巻線、組線、取付け、選別、検査等の業務に主として従事する者

平成26年度 神奈川県最低賃金の改正状況

(答申内容)

最低賃金の件名	最低賃金額 (時間額)	効力発生日	摘要	
神奈川県最低賃金	887円	平成26年10月1日	県下すべての労働者に適用されます。 ただし、下欄の特定(産業別)最低賃金が適用される者は除かれます。	
特 定 （ 産 業 別 ） 最 低 賃 金	最低賃金の件名	最低賃金額 (時間額)	効力発生日	
	塗料製造業	894円 (答申額)	平成27年3月1日 (予定)	特定(産業別)最低賃金適用除外者 (上欄の神奈川県最低賃金が適用されます。)
	電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具 製造業	890円 (答申額)		
	鉄鋼業	※平成26年度は金額改定されず 神奈川県最低賃金が適用		
	ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮 機器、一般産業用機械・装置、 建設機械・鉱山機械、金属加 工機械製造業			
	輸送用機械 器具製造業			
	非鉄金属・同合金圧 延業、電線・ケーブル 製造業			
自動車小売業				
			<p>① 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>② 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>③ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者</p> <p>④ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金については、①、②、③に加え、次に掲げる業務に主として従事する者も適用除外されます。</p> <p>手作業により又は手工具若しくは操作が容易な小型動力機を用いて行う巻線、組線、取付け、選別、検査等の業務</p> <p>⑤ 塗料製造業最低賃金については、①、②に加え、次に掲げる業務に主として従事する者も適用除外されます。</p> <p>イ 清掃又は片付けの業務</p> <p>ロ ラベルはりの業務</p> <p>ハ 手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務</p>	